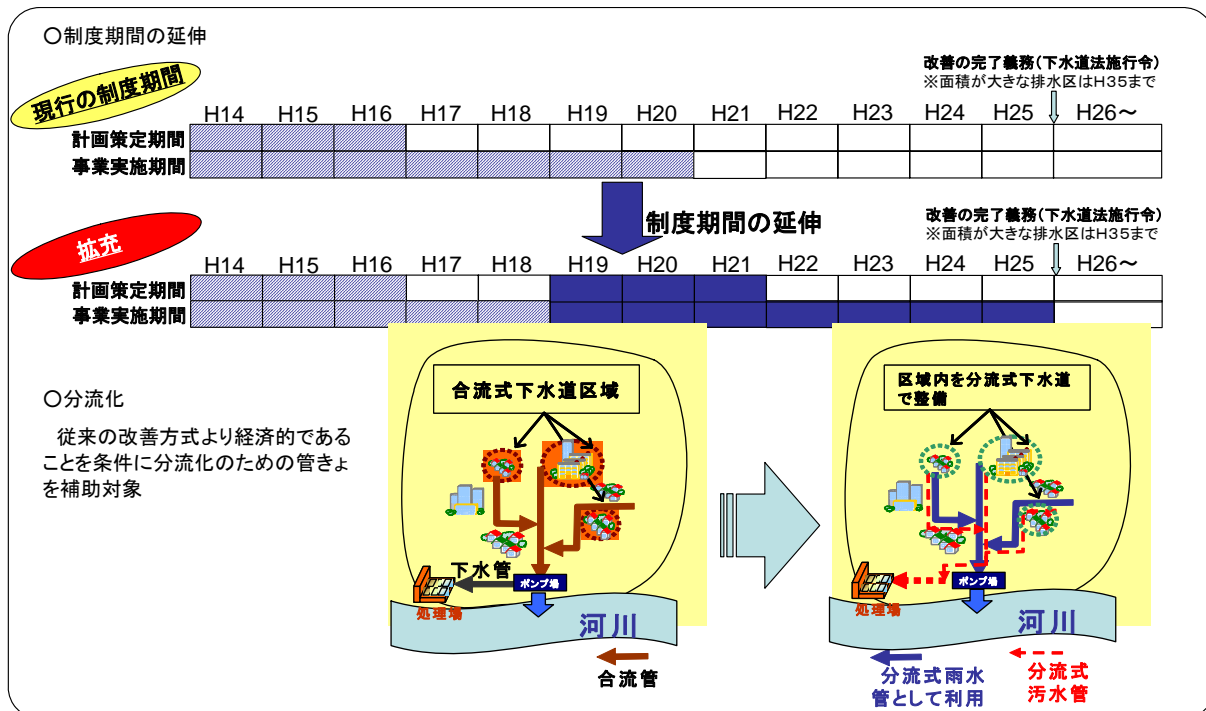


(3) 合流式下水道緊急改善事業の拡充

1. 背景・目的

合流式下水道から雨天時に未処理下水が排出される問題に対応するため、平成1



4年度に「合流式下水道緊急改善事業」を創設したが、同事業の計画期間は5年間以内と限定されているため、平成14年度に事業着手した都市では、平成18年度に事業実施期間が終了することとなる。

平成15年度には下水道法施行令が改正され、平成25年度末までの10年間に所要の合流改善を実施することを義務付けており、この目標を達成させるため、同事業の制度期間を延伸すること等により、確実な改善対策の完了を図る。

2. 概要

①制度期間の延伸

合流式下水道緊急改善事業の制度期間を延伸し、平成19年度より3年間以内に策定する「合流式下水道緊急改善計画（計画期間5年間以内）」に基づき、平成25年度までの事業を確実に推進する。

②分流化

従来の改善方式より経済的であることを条件に分流化のための管きよを国庫補助対象とする。

③評価制度の導入

今回拡充された制度により合流式下水道緊急改善計画を策定・変更しようとする地方公共団体は、これまで実施してきた合流改善事業について、整備目標の達成状況等を評価し国へ提出するとともにその結果を公表するものとし、今後、策定・変更を行う計画については、中間評価を行うこととする。

3. 事業効果

下水道施行令に定められた改善期限内に確実に対策を完了させるための事業実施を促進する。